

目 次

1. インボイス制度の概要	
(1) 内容	1
(2) 適格請求書発行事業者	3
(3) 適格請求書等の記載事項	4
(4) 令和5年10月1日以降の仕入税額控除の要件	6
2. 適格請求書発行事業者登録制度	
(1) 適格請求書発行事業者の登録	9
(2) 適格請求書発行事業者の公表	16
(3) 適格請求書発行事業者の交付義務等	17
(4) 交付義務の免除	21
(5) 適格請求書の交付方法	23
(6) 適格請求書等の写しの保存義務	28
3. 適格請求書等の記載方法	
(1) 適格請求書の記載事項	31
(2) 適格簡易請求書の記載事項	33
(3) 適格返還請求書の記載事項	35
(4) 適格請求書等の記載に関する留意点	38
(5) 適格請求書等に記載する消費税額等の端数処理	47
4. インボイス制度の仕入税額控除の要件	
(1) 仕入税額控除の要件	51
(2) 請求書等の保存	52
(3) 帳簿の保存	61
(4) 免税事業者からの仕入に係る経過措置	64
(5) 経理処理上の留意点	66
5. インボイス制度導入後の税額計算	
(1) インボイス制度導入後の消費税額の計算	69
(2) 消費税計算における割戻し方式と積上げ方式	74
(3) 売上げに係る税額の計算方法	76
(4) 仕入に係る税額の計算方法	77
(5) 適格請求書等に記載された消費税額による仕入税額の積上げ	78

■本講義・教材の内容及び関係法令書類につきましては、令和3年4月1日現在に公表されている法令等に基づき作成しております。

1. インボイス制度の概要

(1) 内容

軽減税率制度の実施により、複数税率制度の下で適正な課税を確保する観点から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）が令和5年10月1日から導入されます。

適格請求書等保存方式においては、現行の帳簿及び区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等に代えて、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

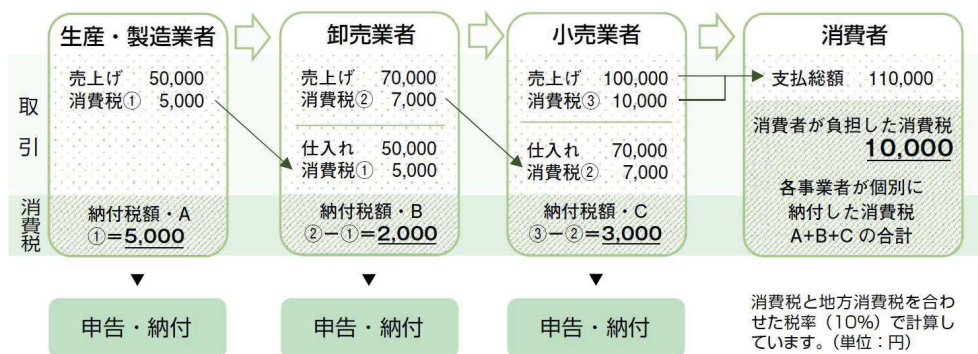
なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な「適格請求書」を発行できる事業者は、「適格請求書発行事業者」としての登録を受けた事業者に限られます。

また、帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存している場合には、一定期間において、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

【参考】

① 消費税の負担と納付の流れ

消費税とは、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税金で、最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付することとなります。



② 消費税額の計算方法等

上記①により、各事業者が納める消費税の計算は、「預かった消費税」から「支払った消費税」を差し引いて「納付税額」を求めることとなります。具体的には、次の算式のようにになります。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※} \quad - \quad \text{課税仕入れ等に係る消費税額※}$$

(売上税額) (仕入税額)

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

なお、上記の仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

【インボイス方式が導入されたら何が変わるのか】

- 請求書に記載すべき事項が変わります。
- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます。(売り手側)
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます。(売り手側)
- 適格請求書発行事業者の登録には、申請が必要です。(売り手側)
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります。(買い手側)
- 税額計算の方法が変わります。(積上げ計算)